

岩手県監査委員告示第18号

監査結果の公表（平成29年岩手県監査委員告示第30号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年3月30日

岩手県監査委員 小野 共
 岩手県監査委員 千葉 伝
 岩手県監査委員 吉田 政司
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 監査対象機関名 県南広域振興局農政部花巻農林振興センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年5月16日

イ 本監査実施日 平成29年6月20日

（3） 監査結果の公表の日 平成29年8月8日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>報償費の執行に当たり、執行管理体制に不適切なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、前年度監査の結果、注意事項であつたにもかかわらず、改善が認められなかつたものであり、組織的な改善努力を怠つたことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。</p>	<p>今後は、全ての支出について財務会計システムより支出予算経理簿を出力し、支出負担行為に対する支出状況の確認を徹底するほか、一連の事務手続きの進捗管理表を作成し、進行状況の見える化を図ることにより、会計事務処理のチェック漏れや失念による支払遅延の再発防止に努めることとした。</p>

2（1） 監査対象機関名 県北広域振興局農政部二戸農林振興センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年5月15日及び同月16日

イ 本監査実施日 平成29年6月20日

（3） 監査結果の公表の日 平成29年8月8日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが2件、33,074円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>支給すべき金額より多く支給していた赴任旅費2件、33,074円について、平成29年6月16日に返納処理を完了した。</p> <p>今後は、赴任旅費を含め、旅費算定の事務手続きに係る人事課通知を再度確認し、所属内で共有する。また、不明点は、人事課への確認を徹底するなど、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。</p>